

イスラエルの犯罪を可能にする 政治経済を絶ち切る

イスラエルによるジェノサイド、アパルトヘイト、
違法占領を止めるために、国と企業がすべきこと

＜アムネスティ・インターナショナル提言書 日本語訳＞



1. はじめに

アムネスティ・インターナショナルは、各国政府、国際機関、地方自治体、その他の公的機関・団体（以下「公的機関」）¹、そして企業とその他の民間団体（以下「企業」）²に対し、イスラエルに対する圧力を強めるよう呼びかけてきた。具体的には、イスラエルが国際的義務を遵守し、ガザ地区におけるパレスチナ人に対するジェノサイド、被占領パレスチナ地域の違法な軍事占領、そしてイスラエルがすべてのパレスチナ人の権利をその管理下においているアパルトヘイト体制を終わらせるよう、圧力を強めることを呼びかけている。各国、公的機関、企業は、さまざまな国際決議・決定で示された国際法や国際基準に基づく法的義務と責任を果たさなければならない。そして各国の市民は、国や公的機関、企業がその義務と責任を果たすよう強く求めなければならない。

イスラエルによる極度の非人間化、国際法の継続的な違反、そしてその不処罰によってパレスチナ人に取り返しのつかない被害がもたらされた。甚大な数のパレスチナ人の命が失われ、世界的な多国間システムの基盤となる普遍的価値と国際的義務に対する度重なる攻撃なども含め、状況は極めて深刻である。国家、公的機関、企業、そして一般市民を含めたすべての人びとの行動は、この状況の深刻さに見合ったものでなければならない。

2022年2月、アムネスティ・インターナショナルは、パレスチナ人の土地と財産の大規模な奪取、違法な殺害、強制移住、厳しい移動制限、そしてパレスチナ人の帰還権、国籍、市民権の剥奪が、国際法上のアパルトヘイトにあたる体制を構成していることを詳述した調査報告書を発表した。³ イスラエルによるこの体制は、国際刑事裁判所に関するローマ規程、およびアパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約（アパルトヘイト条約）で定義されている「人道に対する罪」としてのアパルトヘイトにあたるとアムネスティが結論付けた違法行為によって維持されている。

2024年1月、国際司法裁判所（ICJ）は、集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（ジェノサイド条約）に基づき、ガザ地区のパレスチナ人の権利が回復不能な損害を受ける現実的かつ差し迫った危険があると認定し、イスラエルに対し、ジェノサイド行為を防止するために可能な限りのあらゆる措置を講じるよう命じた。⁴ ICJはまた、すべての国がジェノサイドを防止・阻止し、処罰する義務を負っていることを明示した。ICJは、2024年3月と5月にさらに2つの命令を出し、イスラエルと各国に対するこれらの暫定措置を再度提示し、措置内容も拡大した。イスラエルはこれらの命令を遵守していない。2024年7月、ICJは、イスラエルによる被占領パレスチナ地域の占領は違法であり、同地におけるパレスチナ人に対する差別的な法律と政策は、人種隔離とアパルトヘイトを禁止する条約に違反すると

¹ 国際連合とその機関、すべての国際・国家・地域政府の機関、すべての自治体とその機関、そしてその他の公的機関を指す。

² あらゆる形の民間主体（基金、パートナーシップ、大学、投資家、慈善団体、NGOなどを含む）を指す。

³ Amnesty International, Israel's apartheid against Palestinians: Cruel system of domination and crime against humanity (Index: MDE 15/5141/2022), 1 February 2022, <https://www.amnesty.org/en/documents/mde15/5141/2022/en/>

⁴ International Court of Justice (ICJ), Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Summary 2024/1, Request for the Indication of Provisional Measures, order, 26 January 2024, <https://www.icj-cij.org/node/203454>

宣言する勧告的意見を表明した。⁵ 2024年12月、アムネスティは、イスラエルが被占領下のガザ地区においてパレスチナ人に対するジェノサイドを行っており、現在も継続していると結論付けた。それ以来、国際社会の専門家の間では、ジェノサイドが発生しているという合意が広まっている。⁶

2024年12月、国連総会は、「1967年以来占領されている東エルサレムを含むパレスチナ領土からのイスラエルの撤退、パレスチナ人の奪うことのできない権利、とりわけ自己決定権と独立国家の権利の実現」を求める決議を採択した。また各国に対し、被占領パレスチナ地域において「入植地に関連して使用されることを目的とした支援をイスラエルに提供しないことを含め、違法な入植活動への援助や支援を行わないこと」を求めた。⁷ 国連総会は2024年9月に、イスラエルが被占領パレスチナ地域から撤退するための12カ月の期限を定める決議も採択している。⁸

しかし、世論がイスラエルによるパレスチナ人の権利侵害を終わらせるよう一貫して声高に求めているにもかかわらず、今日に至るまで、各国、公的機関、そして企業は一連の国際的な決定に基づき行動しておらず、国際法および基準に基づく義務と責任を果たしていない。

2. イスラエルへの圧力強化が必要である

各国、公的機関、そして企業による経済・外交・政治的支援は、イスラエルが違法な占領とアパルトヘイト体制、そしてガザにおけるパレスチナ人へのジェノサイドを継続することを可能たらしめている。アムネスティは、国際法上の責任と義務を果たすために国家・公的機関・企業が取べき行動を、以下に提示する。企業に対する要請は、イスラエルの違法な占領、そしてアパルトヘイトやジェノサイドを含む国際法上の犯罪に直接つながる事業や、製品、サービスを提供しているあるいは関与している多数の民間機関や団体に対しても適用される。

本提言書では、アムネスティがイスラエルの違法行為への関与について信頼できる証拠を収集した企業15社の事例も紹介する。

これらの例は、アムネスティによる一次調査、企業が公表した人権方針、企業プレスリリース、投資家向け電話会議の記録、四半期決算報告書、企業の宣伝資料、およびメディア情報(企業代表者によるメディアへの発言を含む)に基づくものである。

⁵ ICJ, Legal Consequences arising from the Policies and Practices of Israel in the Occupied Palestinian Territory, including East Jerusalem, Summary 2024/8, 19 July 2024, <https://www.icj-cij.org/case/186>

⁶ Amnesty International, 'You Feel Like You Are Subhuman': Israel's Genocide Against Palestinians in Gaza, (Index: MDE 15/8668/2024), 5 December 2024, <https://www.amnesty.org/en/documents/mde15/8668/2024/en/>

⁷ UN General Assembly (UNGA), Resolution 79/81, Peaceful settlement of the question of Palestine, adopted on 3 December 2024, UN Doc A/RES/79/81, <https://www.un.org/unispal/document/peaceful-settlement-of-the-question-of-palestine-general-assembly-resolution-a-res-79-81/>

⁸ Amnesty International, "Israel must implement UNGA resolution by ending its unlawful occupation of Palestinian Territory", 18 September 2024, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2024/09/israel-must-implement-unga-resolution-by-ending-its-unlawful-occupation-of-palestinian-territory/>

アムネスティは、これらのうちの複数の企業による人権侵害を長年にわたり記録しており、公表前に、名前が挙がったすべての企業に書簡を送り、イスラエルと被占領パレスチナ地域における活動について質問するとともに、本稿に記載された人権侵害に対する懸念を表明した。15社のうち11社には、2017年から2024年にかけて、本稿に記載された活動について複数回連絡を取り、回答を求めた。2025年には、15社のうち13社に連絡を取り、5社から回答があった。これらの回答は、本稿および引用した過去の調査報告書に反映されており、うち2社の回答は、本提言書に全文添付してある(英文)。⁹

15社のリストはイスラエルの違法行為に加担した企業をすべて網羅するものではなく、あくまでも例示であり、暫定的なものである。しかしながら、本稿で名指しされている業界・企業の範囲と規模を見れば、イスラエルによる違法占領、そしてアパルトヘイトやジェノサイドを含む国際犯罪を可能にし、維持する経済主体の役割、規模、そして範囲の大きさが伺える。

アムネスティは、各国および公的機関が自分たちの無為無策に終止符を打ち、イスラエルによる国際法違反行為へのあらゆる支援を停止するよう求める。各国および公的機関は、イスラエルによる違法占領、イスラエルがその権利を掌握するすべてのパレスチナ人に対するアパルトヘイト体制、あるいはガザ地区におけるパレスチナ人へのジェノサイドに拍車をかける、あるいは直接関与するあらゆる活動を、単独であるいは共同で、直ちに停止しなければならない。さもなければ、アパルトヘイト、ジェノサイド、そして国際法上のその他の犯罪といった人道に対する罪に加担するおそれがある。

企業は人権に関する責任を果たし、イスラエルの違法行為に加担したり、自社の事業、製品、サービスがイスラエルの違法行為に直接関連したりしないようにし、また、自らが人権侵害を引き起こさないようにしなければならない。これらの措置を講じない企業、その従業員、および取締役は、国際法上、イスラエルの犯罪を幫助したとして民事責任および刑事責任を負うリスクがある。

また、市民社会含め市民全体で、政府がその義務を遵守し、イスラエルの国際法違反に直接関連する事業、製品、またはサービスを提供する企業、銀行、その他の経済主体の活動を阻止するための行動をとるよう、声を上げ続けるべきだ。

2.1 イスラエルへのあらゆる軍事物資および安全保障関連物資・サービスの供給を停止しなければならない

a) 各国は、イスラエルへのあらゆる武器、軍事物資、安全保障装備(関連するテクノロジー、部品、技術支援、研修、財政支援、その他の支援を含む)の直接的および間接的な供給、販売、または移転を即時に禁止しなければならない。これには、自国の管轄区域(港、空港、領空、または領土)を通過してイスラエルに向かうこれらの物品の輸送および積み替えの禁止も含まれる。

b) 各国は、自国の管轄区域内で事業を展開する企業に対し、これらの禁止事項の遵守を徹底させなければならない。

⁹ ブッキングドットコムとエルビット・システムズに関しては、返答を全文公開することを望んでいなかったため、2社の回答は引用、要約にとどめ、全文添付はしていない。

c) 企業は、イスラエルへのあらゆる武器、軍事物資、安全保障装備(関連するテクノロジー、部品、技術支援、研修、財政支援、その他の支援を含む)の直接的および間接的な供給、販売、または移転を停止しなければならない。

d) 直接的または間接的にイスラエルにこれらの物品およびサービスを販売し続ける軍需企業に関しては、各国、公的機関、企業は、責任ある投資撤退や、これらの企業からの軍事・安全保障関連製品およびサービスの購入停止など、自らの影響力を行使し、イスラエルへの販売を阻止しなければならない。各国および公的機関は、イスラエルに上記の物品およびサービスを販売し続ける企業による軍事・安全保障関連製品およびサービスの市場参入活動を禁止しなければならない。これには、武器・安全保障装備見本市、政府会合、契約への参加禁止措置や、軍事・安全保障関連物品およびサービスに関わる公的機関との研究助成金および研究活動への参入禁止措置などが含まれる(これらの措置に限定されるものではない)。これらの措置は、軍需企業がイスラエルの違法占領や国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

e) 市民社会・市民は、上記が達成されるまで、結集し活動を展開すべきだ。

ボーイング The Boeing Company

アムネスティ・インターナショナルは、ボーイング社製の爆弾、および爆弾用誘導キットが占領下のガザ地区への違法な空爆に使用されていることを確認している。アムネスティは特に、イスラエル軍がボーイング社製の統合直接攻撃弾とGBU-39小口径爆弾を使用して、ガザ地区全域で子どもを含む多数のパレスチナ民間人を殺害した一連の空爆を実施したことを記録してきた。¹⁰ ボーイング社は2022年、「イスラエルは(2018年10月の相互調達協定の結果として)今後10年間でボーイングから100億ドル相当の軍事製品を購入することが見込まれており、この新しい契約によって、ボーイングがイスラエルでの新規事業に35億ドルを投資することとなる」と述べている。¹¹ 2025年4月29日、アムネスティはボーイング社CEOに宛てて詳細な書簡を送り、同社によるイスラエルへの軍事・安全保障用品およびサービスの継続的な供給に関する懸念を表明したが、本稿執筆時点では返答を受け取っていない。

¹²

i. アムネスティは、ボーイング社に対し、イスラエルへの武器、軍事物資、安全保障装備および関連サービスのあらゆる販売と納入を直ちに停止するよう求める。

¹⁰ Amnesty International, “Israel/OPT: US-made munitions killed 43 civilians in two documented Israeli air strikes in Gaza – new investigation”, 5 December 2023, www.amnesty.org/en/latest/news/2023/12/israel-opt-us-made-munitions-killed-43-civilians-in-two-documented-israeli-air-strikes-ingaza-new-investigation/; Amnesty International, “Israel/OPT: New evidence of unlawful Israeli attacks in Gaza causing mass civilian casualties amid real risk of genocide”, 12 February 2024, www.amnesty.org/en/latest/news/2024/02/israel-opt-new-evidence-of-unlawful-israeli-attacks-in-gaza-causing-mass-civilian-casualties-amid-real-risk-of-genocide/

¹¹ Boeing Corporation, “Boeing in Israel”, www.boeing.com/content/dam/boeing/boeingdotcom/company/key_orgs/boeingglobal/pdf/israelbackgrounder.pdf

¹² Amnesty International, Letter to Boeing, 29 April 2025, on file.

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、ボーイング社からの責任ある投資撤退、武器・軍事物資・安全保障機器および関連サービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使し、イスラエルへのこれらの物品およびサービスのさらなる販売を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、ボーイング社の軍事・安全保障関連製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、武器および安全保障装備の見本市、政府会合・契約への参加、軍事・安全保障関連製品およびサービスに関連する公的機関と協働の研究助成金や活動への参加禁止などである（これらに限定されるものではない）。

iv. これらの措置は、ボーイング社がイスラエルの違法占領や国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

ロッキードマーティン The Lockheed Martin Corporation

ロッキードマーティン社は、占領下のガザ地区への爆撃で広く運用されておりイスラエル空軍の主力戦闘機であるF-16戦闘機とF-35戦闘機群の供給と整備を行っている。¹³ 同社は、イスラエルの軍事産業への60億米ドルを超える投資について「イスラエル国家の安全保障において果たしてきた重要な役割を誇りに思う」と公に述べている。¹⁴ 2025年8月1日、アムネスティは ロッキードマーティン社のCEOに対し、同社によるイスラエルへの軍事物資およびサービスの継続的な供給に関する懸念を詳述した書簡を送付したが、本稿執筆時点では返答を受け取っていない。¹⁵

I. アムネスティは、ロッキードマーティン社に対し、イスラエルへの武器、軍事資材、安全保障装備および関連サービスの販売と納入を直ちに停止するよう求める。

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、ロッキードマーティン社からの責任ある投資撤退、武器・軍事物資・安全保障装備および関連サービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使し、イスラエルへのこれらの物品およびサービスのさらなる販売を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、ロッキードマーティン社の軍事・安全保障関連製品およびサービスの自国市場参入を禁止する措置をとるべきである。具体的には、武器および安全保障関連装備の見本市、

¹³ IDF, “Three New “Adir” (F-35i) Aircraft Landed Last Week (Thursday) at the Nevatim Airbase”, 16 March 2025, www.idf.il/en/mini-sites/idf-press-releasesisrael-at-war/march-25-pr/three-new-adir-f-35i-aircraft-landed-last-week-thursday-at-the-nevatim-airbase/ “Since the beginning of the war, the Adir squadron has accumulated over 15,000 operational flight hours and has participated in thousands of sorties across all arenas [...] The Israeli Adir is the only F-35 in the world to have conducted operational strikes with an external weapons configuration, significantly increasing its strike capacity. The expansion of the Adir fleet represents a substantial enhancement to the tactical capabilities of the Israeli Air Force.”

¹⁴ Lockheed Martin Israel, Lockheed Martin in Israel (accessed on 10 September 2025), <https://www.lockheedmartin.com/en-il/index.html>; Lockheed Martin, “Moving Forward Together: Partnership is about securing Israel's national interests while strengthening it from within”, <https://www.lockheedmartin.com/en-il/who-we-are.html>

¹⁵ Amnesty International, Letter to Lockheed Martin, 1 August 2025, on file.

政府会合・契約への参加、軍事・安全保障関連製品およびサービスに関連する公的機関と協働の研究助成金および活動への参加禁止などである(これらに限定されるものではない)。

iv. これらの措置は、ロッキードマーティン社がイスラエルの違法占領や国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

イスラエル軍需企業3社

エルビット・システムズ社(Elbit Systems)、そしてイスラエルの国営企業ラファエル・アドバンスド・ディフェンス・システムズ社(Rafael Advanced Defense Systems Ltd.:ラファエル社)とイスラエル・エアロスペース・インダストリーズ社(Israel Aerospace Industries Ltd. IAI)は、イスラエルの3大軍需企業である。これらの企業は、イスラエル軍に年間数十億米ドル相当の武器、安全保障装備、そして関連サービスを供給している。これらの製品やサービスの中には、監視・武装ドローン、徘徊型兵器(攻撃型の無人航空機)、国境警備システムなどがあり、イスラエルによる被占領パレスチナ地域における違法占領、イスラエルがすべてのパレスチナ人の権利を掌握するアパルトヘイト犯罪、そしてガザ地区におけるパレスチナ人に対するジェノサイドの維持に加担している。¹⁶ 3社は長年にわたり、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルの軍事・安保活動に深く関わっており、過去23カ月間にわたり、ガザ地区を含む被占領パレスチナ地域全体におけるイスラエルの軍事行動を公然と支持してきた。¹⁷ アムネスティは、エルビット・システムズ社、ラファエル社、IAI社のCEOに詳細な書簡を送付した。本稿執筆時点では、エルビット・システムズ社のみが返答している。同社は書簡の中で、アムネスティの指摘に異議を唱え、「国際社会に承認された、主権を有する、制裁対象外の政府」に機器やサービスを供給しており、合法的に事業を展開しているとして「当社の販売を制限する法的根拠はない」と主張した。

¹⁶ For example, Elbit Systems, Investor Conference 2025, Elbit Products Operational Proven in "Swords Of Iron", www.elbitsystems.com/sites/default/files/2025-03/butzi_machlis.pdf, pp. 30-3; Rafael Advanced Defense Systems, X, 20 June 2025, <https://x.com/RAFAELdefense/status/1936028165744296136>, "The State of Israel is in the midst of one of the most consequential military operations of the modern era. RAFAEL is proud to support our forces across all domains - air, land, and sea."; Israel Aerospace Industries, "IAI Publishes its Annual Financial Statements for 2024", 16 March 2025, www.iai.co.il/about/press-release/iai-publishes-its-annual-financial-statements-2024, "The security of the State of Israel, its people and its economy are instrumental to our endeavours, and we will continue to lead the development of highly advanced technological solutions needed for the future battlefield as we have always done."

¹⁷ Jerusalem Post, "With these air, sea, land, space, cyber systems Israel will win the war: Israel Aerospace Industries CEO Boaz Levi talks about his organization's pivotal role in the war against Hamas", 26 October 2023, www.jpost.com/israel-news/article-769956; Rafael, ESG Report 2023-4, www.rafael.co.il/wp-content/uploads/2025/02/Refael_ENGLISH120225MINA_All_compressed.pdf, p.14, Rafael's technology and innovations "significantly contribute to enhancing the IDF and ensuring its military superiority and achievements in Israel's operations, including the "Iron Swords"; Elbit Systems, "Elbit Systems Reports Second Quarter 2025 Results", 13 August 2025, www.elbitsystems.com/news/elbit-systems-reports-secondquarter-2025-results, "Since the commencement of the "Swords of Iron" war, Elbit Systems has experienced a material increase in the demand for its products and solutions from the Israel Ministry of Defense (IMOD) compared to the demand levels prior to the war."

I. アムネスティは、エルビット・システムズ、ラファエル、IAI3社に対し、イスラエルへの武器、軍事資材、安全保障装備および関連サービスの販売と納入を直ちに停止するよう求める。

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、エルビット・システムズ、ラファエル、IAI社からの責任ある投資撤退、武器・軍事物資・安全保障装備および関連サービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使、イスラエルへのこれらの物品およびサービスのさらなる販売を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、これらの企業の軍事・安全保障関連製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、武器および安全保障装備の見本市、政府会合・契約への参加、軍事・安全保障関連製品およびサービスに関連する公的機関と協働の研究助成金および活動への参加禁止などである(これらに限定されるものではない)。

iv. これらの措置は、3社がイスラエルの違法占領や国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

2.2 監視、安全保障、軍事活動を支えるあらゆる監視インフラ・クラウドインフラのイスラエルへの供給は停止されなければならない

a) 各国は、イスラエルへのあらゆる監視機器、ならびにあらゆる人工知能(AI)、クラウドインフラ、その他の情報技術(IT)機器、ソフトウェア、ハードウェア(特にイスラエルによる監視、警察活動、治安活動、または軍事活動を支援するために使用される資材およびサービス)の直接的および間接的な供給、販売、または移転を、直ちに禁止しなければならない。これには、関連するテクノロジー、部品、技術的支援、訓練、財政支援、またはその他の支援が含まれる。また、自国の管轄区域を通過してイスラエルに向かう上記の物品の輸送および積み替えについても同様である。

b) 各国は、自国の管轄区域内で事業を展開する企業に対し、これらの禁止事項の遵守を徹底させなければならない。

c) 企業は、イスラエルによる監視、警察活動、安全保障、または軍事活動を支援するために使用されているあらゆる監視機器、AI、クラウドインフラ、その他のIT機器、ソフトウェア、そしてハードウェアの直接的および間接的な供給、販売、または移転を停止すべきである。これには関連するテクノロジー、部品、技術的支援、訓練、財政支援、またはその他の支援も含まれる。

d) パレスチナ住民の監視、被占領パレスチナ地域における安全保障・軍事活動に関連する機器やサービスのイスラエルへの供給には多くの監視、AI、又はクラウドインフラ企業が参入している。各国は、これらの企業がイスラエルの違法占領、アパルトヘイト、ジェノサイド、その他の国際犯罪にどのように関与しているか、あるいは直接結びついているかを調査すべきである。もし関与が確認された場合、各国、公的機関、企業は、責任ある投資撤退やこれらの企業からの物品およびサービスの購入停止など、自らの影響力を行使し、イスラエルへのさらなる販売を阻止しなければならない。

e) これらの措置は、イスラエルの違法占領や、アパルトヘイトやジェノサイドを含む国際法上の犯罪に自社製品が加担または直接関与していないことを各企業が証明できるまで継続されなければならない。

f) 市民社会・市民は、上記が達成されるまで結集し、活動を行うべきである。

ハイクビジョン Hikvision

アムネスティは、監視企業に関する継続的な調査の一環として、ハイクビジョン社の生体認証監視製品とサービスが現在、イスラエルのパレスチナ人に対するアパルトヘイト体制で使用されていることを確認している。また、イスラエル当局が被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人への支配と抑圧を継続するために、顔認識技術をいかに広範に利用しているかを詳述した調査報告書も出している。¹⁸ アパルトヘイト体制を維持する差別的かつ非人道的な行為を働いてきたイスラエル当局は、特に検問所において、顔認識ソフトウェアを用いて、差別的な警察活動、隔離、移動の自由の制限といった既存の慣行を強化し、パレスチナ人の基本的権利を侵害している。アムネスティは2023年2月にハイクビジョン社に対し詳細な書簡を送付したが、本稿執筆時点では返答を受け取っていない。

I. アムネスティは、ハイクビジョン社に対し、イスラエル政府への生体認証監視製品およびサービスの販売と納入を、直接販売・間接販売を問わず、すべて直ちに停止するよう求める。

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、ハイクビジョン社からの責任ある投資撤退、物品やサービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使し、イスラエルへのこれらの物品およびサービスのさらなる直接的・間接的な販売を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、ハイクビジョン社の生体認証監視製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、生体認証監視に関する見本市や展示会への参加、政府会合・契約への参加、生体認証監視に関連する公的機関と協働の研究助成金および活動への参加禁止などである（これらに限定されるものではない）。

iv. これらの措置は、ハイクビジョン社がイスラエルの違法占領や国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

コルサイト Corsight

顔認識ソフトウェアの開発・販売を専門とするイスラエルのIT企業コルサイト社の製品が、イスラエル軍のガザ地区における作戦の一環として使用されていたことが判明した。アムネスティは、コルサイト

¹⁸ Amnesty International, Automated Apartheid: How facial recognition fragments, segregates and controls Palestinians in the OPT (Index: MDE 15/6701/2023), 2 May 2023, <https://www.amnesty.org/en/documents/mde15/6701/2023/en/>

社がイスラエルのガザ地区における監視活動を支えている顔認識製品のソフトウェアの供給元であると特定した。同社はガザ地区への攻撃開始当初からイスラエル軍にこの技術を提供していたと報じられている。アムネスティは2025年8月14日、コルサイト社に対し懸念事項を詳述した書簡を送付したが、本稿執筆時点では返答を受け取っていない。

I. アムネスティは、コルサイト社に対し、イスラエル政府への顔認識ソフトウェアおよび関連技術・サービスの販売と納入を直ちに停止するよう求める。

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、コルサイト社からの責任ある投資撤退、物品やサービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使し、イスラエルにおけるCorsight社の機器やサービスのさらなる販売と展開を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、コルサイト社の製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、見本市や展示会、政府会合・契約への参加、公的機関と協働の研究助成金および活動への参加の禁止などである（尚、これらに限定されるものではない）。

iv. これらの措置は、コルサイト社がイスラエルのアパルトヘイト、違法占領、および国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

パランティア・テクノロジーズ Palantir Technologies

米国のソフトウェア企業であるパランティア・テクノロジーズ社は、イスラエル軍および諜報機関にAI製品・サービスを提供しており、現在、ガザにおけるイスラエルの軍事活動に関与している。2024年1月12日、パランティア社は2023年10月からイスラエル当局に新たなツールを供給していると発表した。¹⁹ またイスラエル国防省との戦略的提携を発表し、「両者はパランティアの先進技術を戦争関連任務の支援に活用することで相互に合意した」と述べた。²⁰ この提携は、「イスラエル国防省が現状に対処する上での大幅な支援を目的としている」。²¹ 2025年8月19日、アムネスティはパランティア社 に対し、懸念事項を詳述した書簡を送付した。書簡への同社の回答は本提言書に添付している。

¹⁹ Bloomberg, "Thiel's Palantir, Israeli Agree Strategic Partnership for Battle Tech", 12 January 2024, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-01-12/palantir-israel-agree-to-strategic-partnership-for-battle-tech> https://www.palantir.com/assets/xrfr7uokpv1b/3MuEeA8MLbLDAYxixTsile/9e4a11a7fb058554a8a1e3cd83e31c09/C134184_finaleprint.pdf; Business & Human Rights Resource Centre, "Palantir allegedly supplying Israel with AI tools amid Israel's war in Gaza", 10 January 2024, <https://www.businesshumanrights.org/en/latest-news/palantir-allegedly-supplying-israel-with-ai-tools-amid-israels-war-in-gaza/>; <https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-01-10/palantir-supplying-israel-with-new-tools-since-hamas-war-started?>

²⁰ Bloomberg, "Thiel's Palantir, Israeli Agree Strategic Partnership for Battle Tech", 12 January 2024, https://www.palantir.com/assets/xrfr7uokpv1b/3MuEeA8MLbLDAYxixTsile/9e4a11a7fb058554a8a1e3cd83e31c09/C134184_finaleprint.pdf

²¹ Bloomberg, "Thiel's Palantir, Israeli Agree Strategic Partnership for Battle Tech", 12 January 2024, https://www.palantir.com/assets/xrfr7uokpv1b/3MuEeA8MLbLDAYxixTsile/9e4a11a7fb058554a8a1e3cd83e31c09/C134184_finaleprint.pdf

I. アムネスティはパランティア社に対し、イスラエル軍とのあらゆる事業を直ちに停止し、同社の製品がジェノサイド、アパルトヘイトの維持、または違法な占領に寄与しないよう、公的な計画と誓約を策定するよう求める。

ii. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、パランティア社からの責任ある投資撤退、機器やサービスの購入停止など、それぞれの影響力を行使し、イスラエルへのパランティア社機器やサービスのさらなる販売を阻止するよう求める。

iii. 各国および公的機関は、パランティア社の製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、見本市や展示会、政府会合・契約への参加、公的機関と協働の研究助成金および活動への参加禁止などである（これらに限定されるものではない）。

iv. これらの措置は、パランティア社がイスラエルのアパルトヘイト、違法占領、および国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

v. 上記の目標が達成されるまで、市民社会と一般市民は結集し、活動を展開すべきである。

2.3 イスラエルの違法占領、アパルトヘイト体制、またはジェノサイドに加担する あらゆる貿易および投資は禁止されなければならない

a) 各国は、イスラエルの違法占領、イスラエルがすべてのパレスチナ人の権利を支配するアパルトヘイト体制、ガザ地区におけるパレスチナ人へのジェノサイド、あるいは国際法上のその他の犯罪に加担する、あるいは直接関与する貿易・投資を禁止するための措置を講じなければならない。これには以下が含まれる。

1. 各国は、イスラエルの違法占領、アパルトヘイト、またはジェノサイドに対する、政治的、外交的、経済的、そしてその他の手段を含むあらゆる支援の提供を阻止するため、既存の法律および規則を実践しなければならない。既存のもので上記が達成できない場合、法律および規則を制定・改正しなければならない。

2. 各国は、イスラエルによるジェノサイド、アパルトヘイト、またはパレスチナ領土の違法占領の維持を助長・支援する、またはこれらの犯罪に直接関与する可能性のある貿易・投資を防止するための措置を講じなければならない。具体的には、以下である。

- 入植地との貿易、入植地への投資の禁止
- 被占領パレスチナ地域における違法な入植地の建設・維持、その他の国際法違反に関与した団体や企業、機関との貿易の禁止
- イスラエルがアパルトヘイト体制の一環としてイスラエル国内、被占領パレスチナ地域、そしてそれ以外の地域で行っている違法行為へのあらゆる支援の禁止

3. 各国は、自国の管轄区域内に所在する企業に対し、これらの企業が違法占領に加担したり、直接関与したりすることを防止するよう規制しなければならない。これには、被占領パレスチナ地域におけ

る入植地での事業活動、イスラエル入植地産品の取引、入植地に所在する企業、あるいは入植地の開発や維持に関与している企業との取引を禁止することが含まれる。

4. 各国は、自国の管轄区域内に所在する企業に対し、これらの企業が、アパルトヘイトに加担したり、直接関与したりすることを防止するよう規制しなければならない。これには、イスラエルのアパルトヘイト政策および慣行へのあらゆる形態の支援を防止するため、デューデリジェンスの強化とセクター別監視、ならびに関連勧告の実施が含まれなければならない。

5. 各国は、イスラエル国内・被占領パレスチナ地域内で活動するイスラエルまたは民間企業・団体（イスラエルで慈善団体として登録されているものや非営利団体を含む）が、イスラエルの違法占領、アパルトヘイト、またはジェノサイドの恒常化のために利用する可能性のあるすべての輸出を禁止しなければならない。

6. 各国は、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルの違法な入植地に所在する企業、あるいはその開発・維持に関与した企業、イスラエルのアパルトヘイトに加担する企業と取引関係を維持する民間企業に対し、国内の法律および規制を通じて、効果的な監視・説明責任のメカニズムを確実に導入・実施しなければならない。

b) 各国は、国連人権理事会決議31/36および53/25に基づき、被占領パレスチナ地域における入植関連活動に関与する企業を公表した国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のデータベースに掲載されている、自国管轄内にあるすべての企業を調査しなければならない。²² 各国は、責任ある投資撤退から当該国における法人認可の取り消しまで、当該活動を阻止するためにあらゆる合理的な措置を講じなければならない。

OHCHRは2025年にこのデータベースを更新しており、更新されたリストはセクターごとに一括で公開されていく。リストへの掲載は「OHCHRが信頼できる情報を精査し、他の資料との整合性を確認した上で、当該企業がリストに挙げられた活動の一つ以上に関与していると『信じるに足る合理的な根拠』がある」ことを示す。これは、合理的かつ通常慎重な判断力を持つ者であれば関与があると考えるに足る理由があるという判断である。

c) 各国は、1967年以降占領されたパレスチナ地域の人権状況に関する国連特別報告者による2025年6月付の報告書「占領経済からジェノサイド経済へ(From economy of occupation to economy of genocide)」(A/HRC/59/23)で特定された企業のうち、自国の管轄内にあるすべての企業を調査し、これらの企業がイスラエルの違法占領、アパルトヘイト、ジェノサイド、またはその他の国際犯罪に加担、あるいは直接関与しているかを判断しなければならない。

²² (a) 入植地や壁、関連インフラの建設や拡張を容易にする機材や資材の供給。(b) 入植地、壁、入植地に直接関連する検問所への監視・識別機器の供給。(c) 家屋や財産の破壊、農場、温室、オリーブ畑、作物の破壊のための機材の供給。(d) 入植地で活動する企業への警備サービス、機材、資材の供給。(e) 入植地の維持と存続を支援する、輸送を含むサービスと諸設備の提供。(f) 住宅ローンや事業開発融資を含む、入植地とその活動の開発、拡張、維持を支援する銀行業務と金融業務。(g) 天然資源（特に水と土地）の商業利用。(h) パレスチナの村への汚染と廃棄物の投棄、またはパレスチナの村への廃棄物の移送。(i) パレスチナの金融・経済市場の支配、移動の制限、行政的・法的制約などを通じてパレスチナ企業に不利益をもたらす慣行。(j) 入植者が全体または一部を所有する企業の利益および再投資を入植地の開発、拡張、維持のために利用すること。

d) 各国は、責任ある投資撤退やこれらの企業からの調達停止など、イスラエルの違法行為に加担しているか直接関与しているこれらの企業の活動を阻止するために、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。

e) アムネ스티は、すべての国、公的機関、企業に対し、OHCHRデータベースに掲載されている企業からの購入を全面的に停止するよう要請する。

f) 上記のすべてが達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

CAF Construcciones y Auxiliar de Ferrocarriles

コンストルクシオネス・イ・アウクシリアル・デ・フェロカリレス(CAF)社は、占領下にある東エルサレムのイスラエルの違法入植地間、および西エルサレムとを結ぶエルサレムライトレール(JLR)事業向けに、イスラエルに交通・輸送資材とサービスを提供している。2019年以降、CAFはJLRの拡張において重要な役割を果たしており、結果として近年の入植地の拡大およびイスラエルによる東エルサレムの違法入植事業、占領、併合の維持を助長している。JLRは入植地での生活を支え、入植者の移動を促進し、入植地の物理的拡張と経済的持続可能性を助長し、これらの違法な存在をイスラエル国家に統合しており、ジュネーブ条約第49条(6)を含む国際法に違反している。アムネ스티は、CAFに対し、イスラエル領土と被占領パレスチナ地域の入植地を結ぶエルサレムライトレールへの物品およびサービスの提供を直ちに停止し、イスラエルによるパレスチナ領土の違法占領に加担する可能性のあるその他の公共契約に応募しないよう求めている。

I. アムネ스티は、すべての国、公的機関、企業に対し、CAF社からの責任ある投資撤退、およびCAFからの物品・サービスの調達停止など、それぞれの影響力を行使し、CAFによるエルサレムライトレールへの物品・サービスのさらなる提供を阻止するよう求める。

II. 各国および公的機関は、CAF社の製品およびサービスの自国市場参入に関わるあらゆる活動を禁止する措置をとるべきである。具体的には、見本市や展示会、政府会合・契約への参加、公的機関と協働の研究助成金および活動への参加禁止などである(これらに限定されるものではない)。

III. これらの措置は、CAF社がイスラエルのアパルトヘイト、違法占領、および国際犯罪に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

IV. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

メロコット Mekorot

メコロット社は、被占領パレスチナ地域で事業を展開するイスラエル国有水道会社である。水へのアクセスに関する構造的、組織的かつ差別的な政策と慣行は、アパルトヘイトと違法占領を維持する上で重要な役割を担っている。イスラエルは長年にわたり、パレスチナ人の水へのアクセスを制限しながら、イスラエル国内および入植地に住む自国民のために、国際法に違反する独自の水道インフラと水道網

をヨルダン川西岸地区に事実上構築してきた。最近の調査によると、ヨルダン川西岸地区のパレスチナ人のうち、年間を通して毎日水道水を利用できるのはわずか36%であるのに対し、入植地では常時給水が行われていることが示されている。²³

I. アムネスティは、メコロット社に対し、イスラエルと被占領パレスチナ地域における自社の活動がパレスチナ人の権利を侵害せず、被占領パレスチナ地域におけるイスラエルの違法占領、イスラエルがすべてのパレスチナ人の権利を支配しているアパルトヘイト体制、ガザ地区におけるパレスチナ人に対するジェノサイドなど、国際法上のいかなる犯罪にも加担しないよう徹底するよう求める。

II. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、メコロット社の給水資材およびサービスがイスラエルによるパレスチナ人の権利侵害、違法占領の強化、あるいは国際犯罪に使用されなくなるまで、責任ある投資撤退やメコロット社からの給水資材およびサービスの購入停止など、自らの影響力を行使するよう求める。その際、各国およびその他の主体は、自らの行動が、すべての人の水への権利に悪影響を与えないよう、それぞれの人権上の義務・責任と整合したものとなるようにすべきである。

III. さらに、各国および公的機関は、メコロット社が自らの給水資材およびサービスを自国市場に持ち込むあらゆる活動を禁止しなければならない。これには、見本市や展示会などの見本市、政府会合、契約、給水および水供給に関する公的機関との共同研究助成金および活動への参加禁止などが含まれる(これらの措置に限定されるものではない)。

IV. これらの措置は、メコロット社がイスラエルおよび被占領パレスチナ地域における国際犯罪を誘発・助長していないことを証明できるまで継続されなければならない。

V. 市民社会と一般市民は、上記のすべてが達成されるまで、活動を展開すべきである。

HD現代 HD Hyundai

HD現代社は、2018年から2025年にかけて被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人所有の建物、住宅、事業所の解体に広く使用された重機を製造している。これらの建造物の解体は、パレスチナ人が大量追放の差し迫った脅威にさらされて暮らすマサフェル・ヤッタと呼ばれる南部地域を含む、占領下のヨルダン川西岸地区で発生した。これらの解体により、数百人のパレスチナ人が家を追われ、多くの人の生活が損なわれた。アムネスティが以前に発表した調査結果は、HD現代グループが自社の重機がこれらの人権侵害に使用されるのを防ぎ人権尊重の責任を果たすために必要な措置を講じていないと結論付けている。アムネスティ・インターナショナル韓国は、2023年、2024年、2025年に同社に連絡を取り、同社の回答は公表された前述の結果に反映されている。具体的には、HD現代社は、違法販売を禁止するコンプライアンス条項と人権保護に関する条項を標準契約書に追加したと述べている。また、被占領パレスチナ地域で使用されている機器は中古品であり、製造業者として中古品の使用や知的財産権は自社の管轄外であるとの考えを示し、アムネスティが、イスラエルへの輸出

²³ B'Tselem, Parched: Israel's policy of water deprivation in the West Bank, April 2023, https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202305_parched_eng.pdf

を停止し、被占領パレスチナ地域に機器回収のための調査団を派遣するよう要請したことは、不当であると主張した。²⁴

I. アムネスティは、HD現代社に対し、イスラエルおよび被占領パレスチナ地域における重機、部品、関連サービスの供給を直ちに停止するよう求める。

II. アムネスティは、すべての国、公共機関、企業に対し、HD現代社からの責任ある投資撤退や重機、部品、関連サービスの購入・リース・その他の調達を停止するなど、自らの影響力を行使し、イスラエルにおけるHD現代社の解体機器およびサービスのさらなる販売を阻止するよう求める。

III. 各国は、HD現代社の解体機械およびサービスの自国市場参入に関するあらゆる活動を禁止しなければならない。これには、見本市や展示会、政府会合・契約への参加、被占領パレスチナ地域における人権侵害に直接関連する解体機械および類似のサービスに関する研究助成金および公的機関との活動への参加禁止などが含まれる（これらの措置に限定されるものではない）。

IV. これらの措置は、HD現代社がイスラエルの国際犯罪、または被占領パレスチナ地域における住宅破壊に起因する人権侵害および国際人道法違反に加担していないことを証明できるまで継続されなければならない。

V. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

オンライン観光企業

アムネスティは2019年、エアビーアンドビー(Airbnb)、ブッキングドットコム(Booking.com)、エクスペディア(Expedia)、トリップアドバイザー(TripAdvisor)といったオンライン観光企業の事業が、国際法に違反して、被占領パレスチナ地域(ヨルダン川西岸地区、東エルサレムを含む)におけるイスラエル人入植地の維持、開発、拡大に加担していたことを明らかにする報告書を発表した。²⁵ アムネスティは上記の企業に対し、イスラエル人入植地での事業から責任ある形で撤退するよう求めたが、これらの企業は依然として事業を継続しており、イスラエルによる不法な入植事業、違法占領、そして被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人に対するアパルトヘイト体制に関連する人権侵害および国際法違反に加担し続けている。これらの企業は、2020年に被占領パレスチナ地域での入植活動に関する企業の国連データベースに掲載された。被占領パレスチナ地域で事業を継続していることを考えると、更新データベースにも再掲載される可能性がある。

²⁴ Amnesty International, "Israel/OPT: HD Hyundai must immediately ensure that its machinery is not linked to human rights abuses in the occupied Palestinian territory", 27 March 2025, <https://amnesty.or.kr/132930/news/human-rights-news/israel-opt-hd-hyundai-must-immediately-ensure-that-its-machinery-is-not-linked-to-human-rights-abuses-in-the-occupied-palestinian-territory/> Amnesty International, "South Korea/Israel/OPT: HD Hyundai machinery used in West Bank demolitions", 27 March 2025, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2025/03/south-korea-israel-opt-hd-hyundaimachinery-used-in-west-bank-demolitions/>

²⁵ Amnesty International, Destination: Occupation: Digital tourism and Israel's illegal settlements in the Occupied Palestinian Territories (Index: MDE 15/9490/2019), 30 January 2019, <https://www.amnesty.org/en/documents/mde15/9490/2019/en/>

本稿執筆時点では、エアビーアンドビーとブッキングドットコムのみがアムネスティからの書簡に回答しており、両社とも違法入植地での宿泊施設・観光情報の掲載を認め、国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づき、被占領パレスチナ地域に関して厳格な人権デューデリジェンスを遵守することを目指しているものの、最終的にはプラットフォームを通じた違法入植地での宿泊・観光施設の予約は消費者の決定であり、企業単独の責任ではないと述べた。アムネスティに対する回答の中で、両社は以下の措置を挙げた。イスラエル人とパレスチナ人による掲載物件含むヨルダン川西岸地区での予約で得た利益をすべて国際非営利団体に寄付する(エアビーアンドビー)、関連する検索結果ページに宿泊施設の場所へ旅行することの潜在的な影響に関する追加情報を提供する、宿泊施設の所在地にラベルを付ける(例えば、イスラエルの入植地にある物件等には「パレスチナ自治区、イスラエルの入植地」にあると表示する)など(ブッキングドットコム)などである。

I. アムネスティは、エアビーアンドビー、ブッキングドットコム、エクスペディア、トリップアドバイザーに対し、被占領パレスチナ地域内のイスラエル人の違法な入植地におけるすべての活動を直ちに停止するよう求める。

II. 各国は、法律やその他の手段を通じて、これらの企業が違法に居住する入植者ではなく、被占領パレスチナ地域内のパレスチナ人に対しサービスを提供できるようにしなければならない。その際、サービスを提供するパレスチナ人が差別に関する法的請求やその他の懲罰措置の対象とされないことが担保しなければならない。

III. アムネスティは、各国、公的機関、企業に対し、これらの企業が被占領パレスチナ地域内の違法イスラエル入植地での活動、または違法入植地に関与した個人や団体との活動を停止するまで、責任ある投資撤退や物品・サービスの購入停止など、自らの影響力を行使するよう求める。

IV. これらの企業がイスラエルの違法占領とアパルトヘイトに加担していない、あるいは直接関与していないことを証明できるまで、これらの措置は継続されなければならない。

V. 上記の目標が達成されるまで、市民社会・市民は結集し、活動を展開すべきである。

3. 法的義務

2024年1月、国際司法裁判所(ICJ)は、集団殺害罪の防止および処罰に関する条約(ジェノサイド条約)に基づき、ガザ地区のパレスチナ人の権利が回復不能な損害を受ける現実的かつ差し迫った危険があると認定し、イスラエルに対し、ジェノサイド行為を防止するために可能な限りのあらゆる措置を講じるよう命じた。ICJはまた、2024年3月と5月にイスラエルに対しこの旨を繰り返した。さらに、すべての国がジェノサイドを防止・阻止し、処罰する義務を負っていることを明示した。ジェノサイド防止義務とは、すべての国家、特にジェノサイドを行う可能性のある、あるいは既にジェノサイドを行っている国の行動に効果的に影響を与える能力を持つ国家には、ジェノサイドを可能な限り防止するために、合理的に利用可能なあらゆる手段を用いる責任があることを意味する。

2024年9月、国連総会は、イスラエルによるパレスチナ領土の占領は違法であり、被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人に対する差別的な法律と政策は人種隔離とアパルトヘイトを禁止する条約に違反すると宣言した2024年7月のICJの勧告的意見に従い、イスラエルに対し、12カ月以内に被占領パレスチナ地域における不法な駐留を終結させるよう求める決議を採択した。²⁶

2024年12月、国連総会は、「東エルサレムを含む1967年以来占領されているパレスチナ地域からのイスラエルの撤退、パレスチナ人の奪うことのできない権利、とりわけ自己決定権と独立国家の権利の実現」を求める別の決議を採択した。また、各国に対し、被占領パレスチナ地域における「違法な入植活動への援助または支援を行わないこと」を求めた。これには、「イスラエルに対し、入植地に関連して使用されるいかなる協力・支援も提供しないことが含まれる」。²⁷

国際法に基づき、すべての国はアパルトヘイト罪を防止し、これに対処する責任を負っている。アパルトヘイトは国際公法違反であり、重大な人権侵害であり、人道に対する罪である。アパルトヘイトの禁止は国際慣習法の規則であり、国際法の強行規範（絶対的に遵守すべき規範）に相当し、すべての国が遵守義務を負う（対世的義務）。これは、すべての国が、アパルトヘイトが存在する場合には、それを終結させるために可能なあらゆる措置を講じる国際的な義務を負っていることを意味する。アパルトヘイトを支援すること、またはアパルトヘイトを維持する可能性のある援助を提供することは禁止されている。考えられる措置には、あらゆる武器、弾薬、その他の軍事・安全保障装備の直接的および間接的な供給、販売、移転（通過および積み替えを含む）、訓練やその他の軍事・安全保障支援の提供の停止が含まれる。その他の措置としては、アパルトヘイトの維持をもたらす貿易や投資の禁止などが挙げられる。

1949年のジュネーブ諸条約共通第1条および慣習国際人道法に基づき、各国は国際人道法の「尊重を確保する」義務を負う。これは、各国がイスラエル、ハマス、その他のパレスチナ武装勢力が国際人道法を完全に遵守するよう、利用可能なあらゆる措置を講じる義務を負うことを意味する。赤十字国際委員会が明確に述べているように、少なくとも「共通第1条は、事実または過去の事例に基づく知識に基づき、当該兵器が条約違反に使用されることが予想される場合、締約国に対し兵器の移転を控えるよう義務付けている」。さらに、「この義務は、進行中の違反を阻止することに限定されず、違反が行われる予見可能なリスクがある場合に違反を予防する義務、および違反が既に発生した場合にさらなる違反を予防する義務も含まれる」（ジュネーブ条約解説1、2016年、パラグラフ162、164）。イスラエルによる被占領パレスチナ地域における国際人道法違反に関して、国際司法裁判所（ICJ）は2024年7月の勧告的意見において、「ジュネーブ諸条約第4条約のすべての締約国は、国際連合憲章および国際法を尊重しつつ、同条約に規定されている国際人道法をイスラエルが遵守するよう確保する義務を負う」と述べた（パラグラフ279）。

武器貿易条約第6条は、締約国が武器の移転を承認する時点で、ジェノサイド、人道に対する罪、または1949年のジュネーブ諸条約の重大な違反に使用されることを知っていた場合の武器の移転を禁

²⁶ Amnesty International, "Israel must implement UNGA resolution by ending its unlawful occupation of Palestinian Territory", (previously cited), "ICJ opinion declaring Israel's occupation of Palestinian territories unlawful is historic vindication of Palestinians' rights", 19 July 2024, <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2024/07/icj-opinion-declaring-israels-occupation-of-palestinian-territories-unlawful-is-historic-vindication-of-palestinians-rights/>

²⁷ UNGA, Resolution 79/81, (previously cited)

止している。第6条で移転が禁止されていない場合、第7条は、武器が国際人権法または人道法の重大な違反を犯し、または助長するために使用される重大なリスクがある場合の武器の輸出を禁止している。

国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づき、企業は世界中のどこで事業を展開する場合でも、国際的に認められたすべての人権と国際人道法を尊重する責任を負う。人権尊重の責任により、企業には「自らの活動を通じて人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることを回避し、そのような影響が発生した場合には対処すること」が課せられる。企業が人権侵害を引き起こしたり、助長したりする可能性があることを認識した場合、そしてこれらの侵害を防止できない場合、唯一可能な行動は、関連する活動を行わないことである。国連指導原則に基づき、企業は「自らが引き起こしたり、助長したりするあらゆる人権への負の影響に関して、その是正を可能にする」措置も講じるべきである。

被占領パレスチナ地域で事業を展開する企業は、占領地の人びとの保護に関する国際人道法に定められた基準を考慮しなければならない。これには、入植地の建設禁止、ならびに地域住民を虐待から、また資源の盗難や略奪から保護するための特別な対策が含まれる。

民間人および民間施設への直接攻撃、民間人の殺害または負傷を伴う無差別攻撃、軍事的必要性によって正当化されない、違法かつ恣意的に行われる財産の広範な収奪および破壊、そして占領地住民の移送または追放はすべて戦争犯罪に相当し、アムネスティが明らかにしたように、イスラエルによるガザ地区のパレスチナ人に対するジェノサイドの一環として行われている。戦争犯罪、アパルトヘイト、またはジェノサイドの幫助および教唆に相当する可能性のある行為には、占領地における民間人の入植への参加・支援・奨励、土地および財産の収奪や破壊、違法な攻撃の幫助または支援、差別的な住宅・水道・その他の公共制度の設置または定着への幫助、違法または差別的な拘留・監視制度への幫助、その他イスラエルによる違法な占領および国際犯罪の実行を可能または悪化させる行為が含まれる。

多くの国の法域において、国際犯罪への共謀は重大な犯罪であり、企業の取締役や管理職を含む個人が刑事責任を問われる可能性がある。入植地の維持・発展・拡大、イスラエルのアパルトヘイト体制、あるいはガザにおけるジェノサイドに加担する活動を行っている企業は、自社、あるいは個々の取締役や管理職が戦争犯罪への共謀で訴追されるリスクにさらされる可能性がある。

参考資料:各社からの回答

■エアビーアンドビー社 2025年8月29日



Amnesty International

August 29, 2025

Dear [REDACTED],

Thank you for your letter of August 15. We support efforts to build understanding between people everywhere, and hope that the day will come when all people in the region can live in safety, with security, and a lasting peace.

We work every day to meet our responsibilities to respect human rights, as outlined in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights. Airbnb's [human rights policy](#), which is overseen by a multidisciplinary group within the company, informs our operations globally, including in conflict-affected areas. Airbnb also takes our legal compliance obligations seriously, and, where applicable laws or sanctions prohibit Airbnb from operating in an area, we comply with those requirements.

In 2018, Airbnb introduced a global framework for listings in disputed territories. Under that framework, at that time, we announced our intention to remove certain listings in the West Bank. Airbnb was subject to legal action over that decision. Under the settlement terms of those lawsuits, Airbnb did not move forward with implementing the removal of listings in the West Bank from the platform. Instead, as announced in April 2019, Airbnb's policy is to donate all of its profits from bookings in the West Bank, including from Israeli and Palestinian hosts, to an international non-profit. This approach is outlined [here](#).

In any given area, the volume of listings and bookings fluctuates over time, reflecting factors like availability, occupancy, and external events. In the West Bank, booking volumes remain very low. Between May 2024 and April 2025, our most recent donation period, around 80% of listings in the entire West Bank did not receive any bookings at all, and of those that did, many were with Palestinian hosts who use Airbnb to earn income and to connect with visitors.

Consistent with our global disputed territories framework, Airbnb has been donating its profits from bookings in the entire West Bank, as well as from two other territories, Abkhazia and South Ossetia. Over the past three years, while global travel has rebounded post-COVID, the annual number of bookings in these regions has consistently decreased. For the most recent donation period of May 2024 to April 2025, Airbnb's profits from these three territories amount to \$16,681.

We remain committed to approaching this matter with care, and share in the hope of progress toward peace in the region.

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

Amnesty International

Dear [REDACTED]

We write in response to your 18 August letter, setting forth eight questions for Palantir Technologies Inc. ("Palantir") to respond to and requesting a response by 29 August (extended to 5 September) (ref TC AMR 51/2025.6932).

We appreciate the opportunity for Palantir to respond to your letter and stated concerns regarding Palantir's work in Israel, including your allegation that Palantir is contributing to human rights violations in the region and to the ongoing conflict between Israel and Hamas. As you know, Palantir is a globally engaged, multinational company that is committed to the preservation of human rights and conducts its business in compliance with all applicable local, national, and international laws. As such, we welcome good faith engagement and rigorous dialogue on our work and the pressing challenges facing the world today, and will attempt to respond to your questions, as we have with previous Amnesty International inquiries over the years.

Before going into depth on some of the points raised in your letter, we note with grave concern that it not only regurgitates unsubstantiated allegations that Palantir has previously responded to in detail and denied, but that it also fails to cite a plethora of publicly available resources that clarify our work in Israel [1], our work in defense [2], our longstanding company policy and prohibition on any workflows related to predictive policing [3], as well as other publicly available company materials that disprove many of the core allegations in your letter. [4][5] Your failure to refer, cite, or respond to this readily available material raises significant concerns about your agenda and the thoroughness of your analysis.

Nevertheless, in the interest of an open and rigorous dialogue, we have attempted to respond to the concerns in your letter. Given the range of questions and statements it makes, as well as the sweeping generalizations therein, it is not possible for us to account for every claim in a line-by-line manner. However, below we address its core points in the hope that our response clarifies many of the misconceptions and misrepresentations about the nature of our work as well as the inflammatory accusations that we are directly contributing to genocide, among other war crimes.

Palantir's Longstanding Support of Israel

Palantir has a longstanding presence in Israel. We have been vocal in our support of and solidarity with Israel in response to the barbaric attacks on October 7th, particularly in light of the horrific details of abuse and torture of Israeli civilians that day. Our work in Israel predates the terror attack, and is in line with our global support of US allies and liberal democracies.

As with many recent Amnesty publications on Israel and Gaza, we find it concerning that your inquiry bears no mention of the October 7th terror attacks, the genocidal intent reflected in the atrocities of that day, the hostages still being held in Gaza in violation of international law, or Hamas's continued war crimes directed at both the civilians of Gaza and Israel. Instead your letter frames, by omission or otherwise, the ongoing conflict as without justification under international law.

Core to your claims is a charge that any partnership with the Israeli military, regardless of context, and more widely operations within Israel, constitute a contribution to genocide, war crimes and apartheid. We disagree with this sweeping logic and find it detrimental to the need for nuanced discussion on this theme.

There are limitations on our ability to discuss our longstanding work in Israel, but it spans the government sector, including civil, defense, and intelligence-related mandates. Any expansion of our work in the country including in defense contexts, would bring alongside it our approach that incorporates principles from international humanitarian law — including necessary civilian harm reduction — into our products. We embrace the complexity of the human rights landscape that this presents, particularly at a time of active hostilities, which is why we take a granular approach to our work and analyze potential impacts, including those on human rights, to ensure the opportunities we pursue align with our values while helping the organizations we support accomplish their critical missions. The law—be it national or international—requires nothing less.

Your Allegations Concerning Predictive Policing Workflows in Disputed Territories and Automated AI Targeting Systems in Gaza are Incorrect and Based on Discredited Reports

As an initial matter, accusations of contributing to war crimes and genocide are grave accusations that must be substantiated. Your letter does not do so. Rather, your accusations against Palantir are predominantly based on general statements about the use, whether actual or potential, of AI-driven products in conflict zones. For instance, your letter on pages 3 and 4 describes only general circumstances where the improper use of AI-driven products in conflict zones may violate human or privacy rights under International Humanitarian Law. The letter is devoid of any evidence that Palantir engages in such conduct. This is not surprising because Palantir does not engage in such conduct.

Your inquiry cites two purported examples of direct efforts where Palantir is contributing to war crimes in Gaza and Disputed Territories. However, both are wrong.

The first, based in your letter on Storebrand's public divestment from Palantir in November 2024, is the claim that Palantir is providing predictive policing capabilities for Israel to use in Disputed Territories, including Gaza. As we have refuted elsewhere, **this is categorically untrue**. As a matter of company policy [6], Palantir does not build or facilitate predictive policing workflows, including in Israel and Disputed Territories. As we have now refuted this unsubstantiated allegation in writing multiple times, we trust this will be the end of the matter, and you will not recycle these unsubstantiated allegations in future correspondence or publications.

Second is the claim that Palantir is providing scaled targeting technology, including automated classification for targeted decisions, for Israel's use in the current conflict against Hamas. This is also untrue. This misrepresentation builds on recent unfounded claims that Palantir is the (or a) developer of the "Gospel" — the AI-assisted targeting software allegedly used by the Israeli Defense Ministry ("IDF") in Gaza, and that Palantir is involved with the "Lavender" database used by the IDF for targeting cross-referencing. **These statements are not true**. Both capabilities are independent of and pre-date Palantir's announced partnership [7] with the IDF. [8] We have no relationship to these programs and their use, but are proud to support Israeli defense and national security missions in other programs and contexts.

Finally, a core piece of evidence from your letter is the UN Special Rapporteur's report regarding Palantir, and many other companies, and their operations with respect to Israel. Palantir has elsewhere [9] addressed the false and misleading claims in the Special Rapporteur's report. We also find alarming that Ms. Albanese apparently entirely disregarded our letter of response [10] to her letter of inquiry for this report and has chosen not to further engage with Palantir. That you would uncritically parrot her mistaken assumptions without subjecting them to thorough vetting is also disappointing.

Conclusion

Palantir embraces the complexity of both our mission and that of our customers. Our core company thesis is centered around the idea of engaging with the world's most important institutions and problems, and we see our support of Israel, and indeed wider US allies and liberal democracies, to be central to upholding and enshrining the fundamental rights we hold most dear.

Further, we remain committed to good faith dialogue regarding our work and those with a sincere interest in learning what we do and why. That is why we are disappointed with the lack of due diligence represented in your inquiry, notably around its speculative nature and missing representation of the many materials we have made publicly available that could address its

core concerns.

Sincerely,



Palantir Technologies

- [1] "Palantir response to allegations over its complicity in war crimes amid Israel's war in Gaza," Business & Human Rights Resource Centre, April 21, 2025, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/palantir-response-to-the-allegations-over-its-complicity-in-war-crimes-amid-israels-war-in-gaza/>.
- [2] "Safeguarding Freedom: How Defense Efforts Align with Human Rights," Palantir Blog, November 13, 2024, <https://blog.palantir.com/safeguarding-freedom-87080c30e712>.
- [3] "About Palantir: Answers to Frequently Asked Questions About Palantir," Palantir Blog, August 21, 2025, <https://blog.palantir.com/about-palantir-d4ddb78aec29>. See esp., "Does Palantir enable predictive policing? No. Palantir does not provide predictive policing tools, nor do we support any predictive policing workflows," <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/palantir-response-to-the-allegations-over-its-complicity-in-war-crimes-amid-israels-war-in-gaza/>.
- [4] "AI, Automation, and the Ethics of Modern Warfare (Defense AI Ethics, #1)," Palantir Blog, April 7, 2023, <https://blog.palantir.com/ai-automation-and-the-ethics-of-modern-warfare-df1f0b212397>.
- [5] "Ethical AI in Defense Decision Support Systems (Defense AI Ethics, #2)," Palantir Blog, November 26, 2024, <https://blog.palantir.com/ethical-ai-in-defense-decision-support-systems-e3d57505db4f>.
- [6] "About Palantir: Answers to Frequently Asked Questions About Palantir," Palantir Blog, August 21, 2025, <https://blog.palantir.com/about-palantir-d4ddb78aec29>.
- [7] Newman, Marissa, "Thiel's Palantir, Israel Agree Strategic Partnership for Battle Tech," Bloomberg, January 12, 2023, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-01-12/palantir-israel-agree-to-strategic-partnership-for-battle-tech>.
- [8] See, for example, direct statements from the IDF clarifying the origin, status, and application of these programs: "The IDF's Use of Data Technologies in Intelligence Processing," IDF Press Releases, June 18, 2024, <https://www.idf.il/210062>. Various media and academic sources have further corroborated similar clarifications, including: Serhan, Yasmeen, "How Israel Uses AI in Gaza—And What It Might Mean for the Future of Warfare," Time, December 18, 2024, <https://time.com/7202584/gaza-ukraine-ai-warfare/>; Schmitt, Michael N., "Israel—Hamas 2024 Symposium — The Gospel, Lavender, and the Law of Armed Conflict," Liber Institute West Point, June 28, 2024, <https://lieber.westpoint.edu/gospel-lavender-law-armed-conflict/>; and Ahronheim, Anna, "Israel's operation against Hamas was the world's first AI war," The Jerusalem Post, May 27, 2021, <https://www.jpost.com/arab-israel-conflict/gaza-news/guardian-of-the-walls-the-first-ai-war-669371>.
- [9] "Palantir response to allegations over its complicity in war crimes amid Israel's war in Gaza," Business & Human Rights Resource Centre, April 21, 2025, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/palantir-response-to-the-allegations-over-its-complicity-in-war-crimes-amid-israels-war-in-gaza/>.
- [10] For your reference, we are providing the full letter sent to Ms. Albanese in reply to her inquiry. See appendix below.

PULL THE PLUG ON THE POLITICAL ECONOMY ENABLING ISRAEL'S CRIMES

WHAT STATES AND COMPANIES MUST DO TO STOP FUELING
ISRAEL'S GENOCIDE, APARTHEID AND UNLAWFUL OCCUPATION

POL 40/0289/2025

Published in September 2025

アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権NGOです。人権侵害に苦しむ人びとの存在を知り、「自分も何かできたら」と願う、1,000万人以上の人びと、一人ひとりによって成り立っています。ハガキ書きをはじめとする、市民の自発的な行動による人権状況の改善への取り組みが認められ、1977年にはノーベル平和賞を受賞しています。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル5F TEL:03-3518-6777 FAX:03

